

春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(使用料) 第2条 (7) 主治医以外の医師の意見（セカンドオピニオン）に係る診察料 1時間まで10,500円、1時間を超えて30分までごとに5,250円を加算した額	(使用料) 第2条

附 則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。